

第1章 調査の目的、ねらい

1. 調査の目的

特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10年12月に施行され、平成14年2月現在6,000を超える特定非営利活動法人（以下、NPO法人という）が所轄庁から認証を受け活動している。

NPO法人の活動が活発化していく中で、今後NPO法人を支援するNPO法人、すなわちこれを中間支援組織と呼ぶとすれば、このような組織の役割が大きいものとなると見込まれている。中間支援組織が、組織的に未熟なNPO法人を支援する一方、政策ニーズを掘り起こし行政につなぐ、また、行政が対応しきれない個々のNPO法人からの相談、助言をそれらに対して行うことで、必要以上に拡大する行政の関与を抑えることにも貢献する。

実際に、各県で中間支援組織の設置が相次いでいる。しかし、その実態についてはこれまで包括的、体系的に調査されたものがなく、必ずしも十分に把握されていない。

このため、全国に存在する中間支援組織にアンケート調査を行うとともに、中間支援組織を利用するユーザーとしてのNPO法人、行政（所轄庁）にもアンケート調査を行い、3つの視点から中間支援組織の実態と今後の課題や展望について、調査、分析を行った。

2. アンケート調査について

アンケート調査は、中間支援組織、中間支援組織の支援事業を利用するNPO法人、所轄庁の3者に対して行った。

その際「中間支援組織」とは、「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」と定義して実施した。

まず、中間支援組織に対しては、組織概要、活動概要、組織課題に関する考え方などについて調査した。

また、ユーザーからの中間支援組織に対する評価実態を把握するため、ユーザーのいち主体であるNPO法人に対して、中間支援組織等との関係を調査した。本来、中間支援組織はNPO法人のみを対象に活動しているわけではないが、今回はそのユーザーのうち、NPO法人に絞って調査を行った。

所轄庁に対しては、所轄庁内の中間支援組織の実態、NPO法人への支援、協働の実態とそれに対する考え方について調査した。

a 中間支援組織の活動、運営実態に関するアンケート調査

- 対象 前出の中間支援組織の調査上の定義に基づき、平成13年11月現在において、
 1. NPO法人のうち、定款に記載された活動種類の中にNPO法人への助言、指導をあげ、かつ既存のアンケート調査において主な活動の上位にNPO支援をあげている団体と
 2. 中間支援組織に該当すると思われるNPO法人以外の団体
(合計190団体)。
- 有効回収数 93団体(回収率：49.0%)
- 調査時点 平成13年12月
- 調査方法 郵送送付、郵送、FAX回収

b 中間支援組織に対するユーザーからの評価に関するアンケート調査

- 対象 平成13年11月現在で法人格を取得しているNPO法人のうち、無作為抽出した1,030団体
- 有効回収数 287団体(回収率：27.9%)
- 調査時点 平成13年12月
- 調査方法 郵送送付、郵送、FAX回収

c 行政側(所轄庁)との協働のあり方に関する実態調査

- 対象 所轄庁(内閣府および都道府県)
- 有効回収数 48 組織(回収率：100%)
- 調査時点 平成 14 年 1 月
- 調査方法 郵送送付、郵送、FAX 回収

なお、アンケート調査結果を補足するため、回答のあった中間支援組織、NPO法人、所轄庁にヒアリング調査も行った。

3 調査委員会の設置

本調査の実施にあたり、学識経験者、中間支援組織等の代表者からなる「中間支援組織の現状と課題に関する調査委員会」（座長：伊藤裕夫静岡文化芸術大学教授）を設置し、検討を進めた。

調査委員会のメンバーは以下のとおりである。（五十音順、敬称略）

座長 伊藤 裕夫	静岡文化芸術大学文化政策学部教授
加藤 哲夫	せんだい、みやぎセンター代表理事、常務理事
粉川 一郎	三重県生活部担当市民エグゼクティブプロデューサー
深尾 昌峰	きょうとNPOセンター事務局長
山口 祐子	浜松NPOネットワークセンター代表